

私は公明党を代表して、発議第6号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書について反対の立場で討論をいたします。

核兵器禁止条約は2017年7月に国連総会にて賛成多数で採択され、50か国の批准をもって2021年1月に発効しています。

この条約は、前文で被爆者の苦痛に対する憂慮とともに、国際人道法と国際人権法の原則が核兵器廃絶に関して再確認される等、将来的な核兵器の全廃に向けた核兵器を包括的に法的禁止とする初めての国際条約となっています。

しかしながら2023年1月時点でのこの条約の署名国は92か国、批准国は68か国となっていますが、その中には核兵器保有国と言われる国々は参加しておりません。

この核兵器保有国の不参加に対して、国連事務次長であり軍縮上級代表の中満泉氏は、2020年10月に核兵器禁止条約の発効を間近にして、各新聞社のインタビューに対して次のように述べています。

核軍縮をめぐる安全保障環境は、非常に厳しい状況です。アメリカとロシアの対立に加え、アメリカと中国の対立が深まっています。また全ての核保有国が核兵器の近代化に力を入れ、量より質の面での軍拡競争が始まりつつあります。また、世界の核兵器の90%を保有する米ロの2国間の核軍縮の枠組みは、中距離核戦力（INF）全廃条約が既に失効。中東や南アジア地域でも緊張状態が続き、北東アジアでも核拡散のリスクが高まっています。今は恐らく冷戦後、一番危険な状況にあると思います。何かの間違いで核のボタンが押される可能性も否めません。

こうした状況から脱却するためにも、核保有国には対話を通じた安全保障を真剣に考えてほしい。私たち国連が常に訴えていることは、軍縮というのは各国の安全保障の重要なツールであるということです。対話をする、交渉をする、それによって軍拡に頼らずに安全保障を確保できるのです、と述べています。

つまり条約非締結国であっても、核保有国、非核保有国を問わず対話の場に参加すべきであるとの見解であります。

昨年2月から核保有国のロシアによるウクライナ侵攻が始まり、核兵器を使つての恫喝も行われており、核抑止に対する安保論議も絶えません。

また現在の東アジア地域における地政学的な脅威から、日本はアメリカの核抑止力の傘の下にあるのも事実です。

しかしながら人類史上唯一の被爆国である日本の重要な役割は、この核兵器禁止条約に署名・批准することとは別に、その歴史的な使命と責任を深く自覚し、核兵器保有国と非保有国との真の橋渡し役として、どちらの国も一緒に核兵器削減及び廃止の交渉会議のテーブルにつけるよう粘り強く働きかけを行っていくことでもあります。

そのためには、2022年6月に開催された第1回の核兵器禁止条約締結国会議に、同じくアメリカの核抑止力に安全保障を依存するドイツがオブザーバー参加を果たし、会議でオブザーバーとして自国の立場を、核兵器が存在する限り、NATO加盟に反する核兵器禁止条約にドイツは加入することができないが、建設的な対話と実際的な協力の機会を探ることにコミットすると述べたように、日本が締結国会議へのオブザーバー参加を果たし、自国の立場を表明することは重要なことでもあります。

については公明党としては、従来より核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を政府に働きかけており、先日も我が党の山口代表から11月に開催される第2回締結会議への日本のオブザーバー参加を改めて求めています。

岸田総理としても昨年8月に発表したヒロシマアクションプランと本年5月のG7サミットでの広島ビジョンにあるとおり、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMTC)重視の姿勢等を打ち出しており、今般岸田総理が行なった国連総会一般討論演説でも核兵器のない世界実現に向けての日本の決意を訴えております。

以上の観点から、公明党としては国レベルでの核兵器廃絶に向けての動きや政府に対しての第2回締結会議へのオブザーバー参加を既に求めている状況を鑑み、あえてこの発議第6号核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出は必要ないと考えることから、この発議第6号には反対いたします。